

～ 人事委員会勧告(関連資料) ～

- 1 人事委員会勧告の対象職員
- 2 人事委員会勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)
- 4 民間給与との較差に基づく令和4年の給与改定
- 5 本年の勧告のポイント
- 6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)
- 7 人事委員会勧告の実施状況

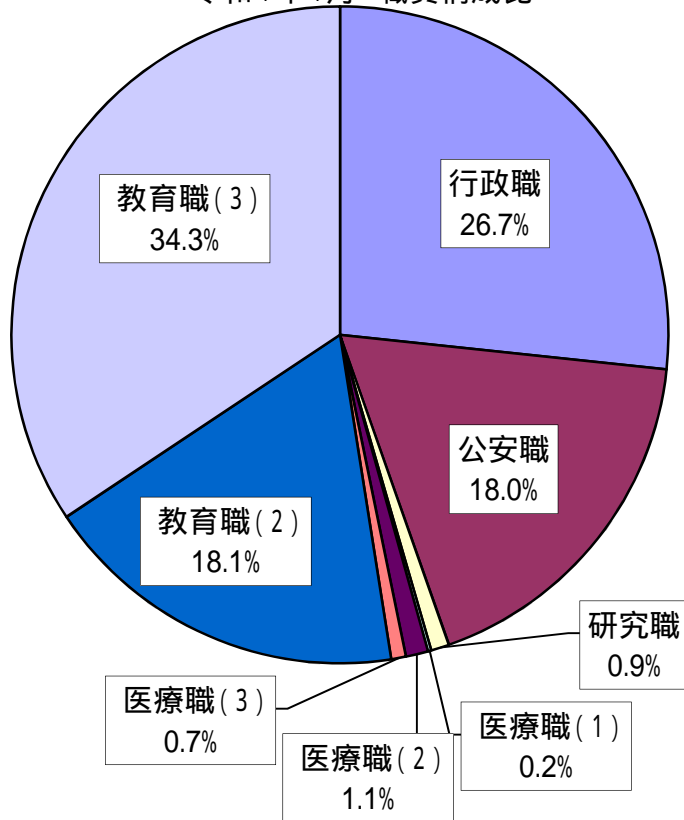
令和4年10月
熊本県人事委員会

1 人事委員会勧告の対象職員

人事委員会勧告の対象となるのは、給与条例の適用を受ける一般職の職員です。その給料表ごとの内訳は以下のとおりです。

- ・職員数は、17,002人であり、昨年より119人の減(行政職については、4,535人で昨年より24人の減)
- ・職員の平均年齢は42歳8月であり、昨年より1月若年化(行政職については、42歳7月で昨年より1月高齢化)

<令和4年4月 職員構成比>



項目	職員数			平均年齢		
	本年	昨年	増減	本年	昨年	増減
行政職	4,535人	4,559人	24人	42歳7月	42歳6月	+1月
公安職	3,052人	3,032人	+20人	37歳9月	37歳7月	+2月
研究職	151人	157人	6人	39歳9月	39歳11月	2月
医療職(1)	29人	28人	+1人	49歳8月	50歳9月	13月
医療職(2)	187人	189人	2人	41歳3月	41歳6月	3月
医療職(3)	123人	120人	+3人	40歳0月	40歳6月	6月
教育職(2)	3,085人	3,130人	45人	45歳2月	45歳1月	+1月
教育職(3)	5,840人	5,906人	66人	44歳1月	44歳6月	5月
合計	17,002人	17,121人	119人	42歳8月	42歳9月	1月

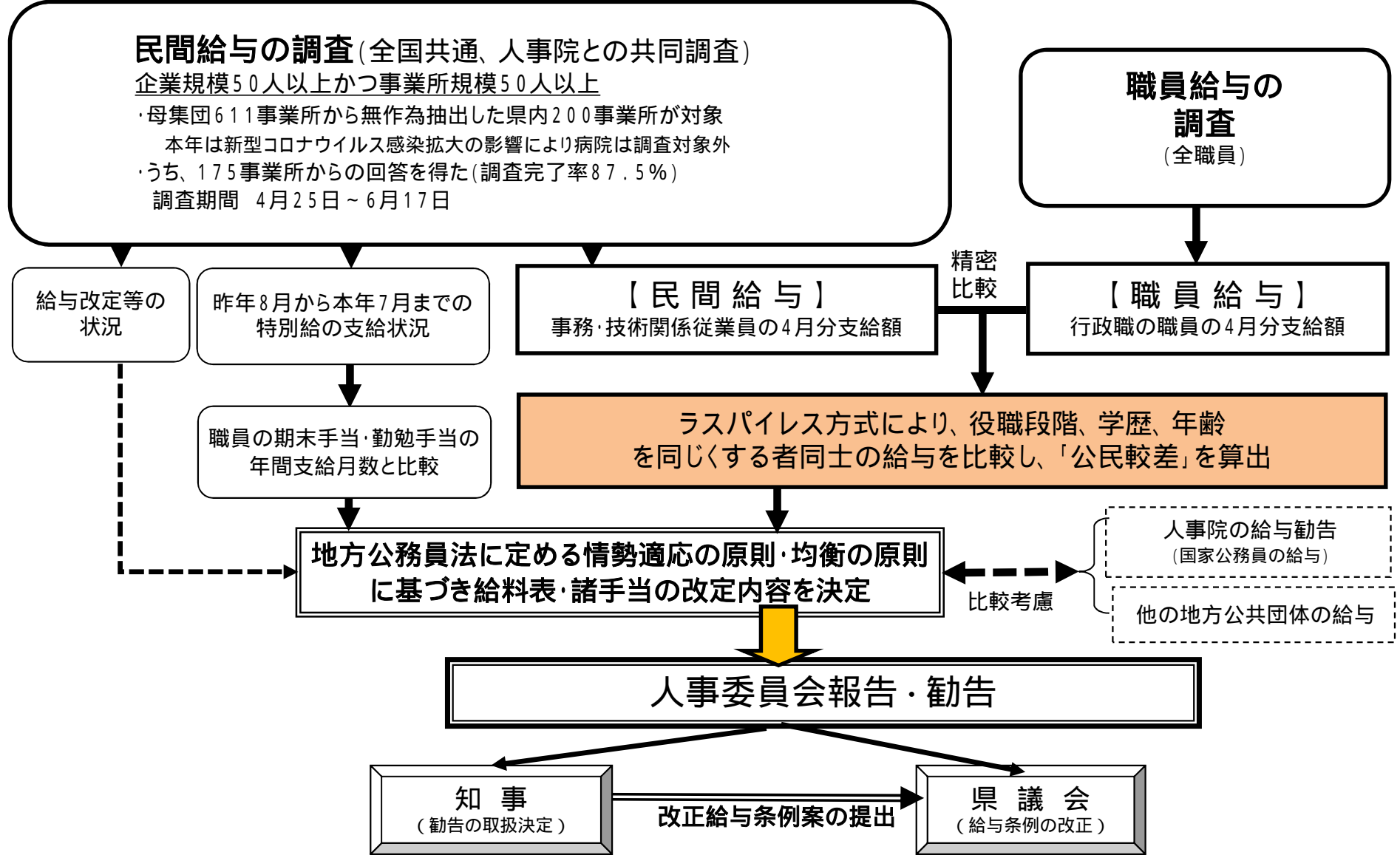
(令和4年4月1日現在)

職員数、平均年齢等は、「令和4年職員給与実態調査」によるものです。

職員数は、勧告対象職員のうち再任用職員、任期付職員、任期付研究員、育児休業中の職員、休職中の職員等を除く人数です。

2 人事委員会勧告の手順

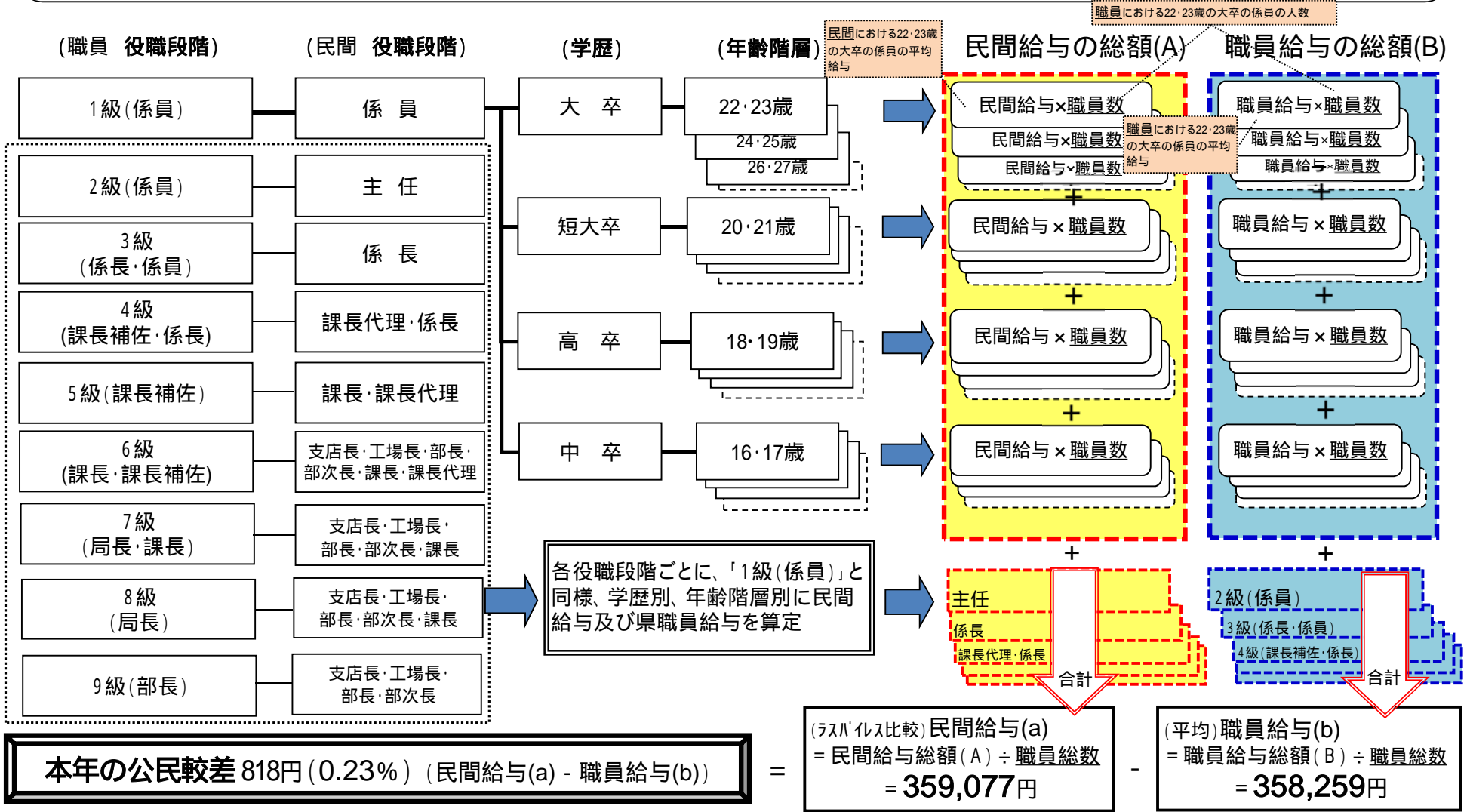
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を解消することを基本に勧告を行っています。また、特別給についても、民間の過去1年間の支給実績を精密に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に報告・勧告を行っています。



3 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

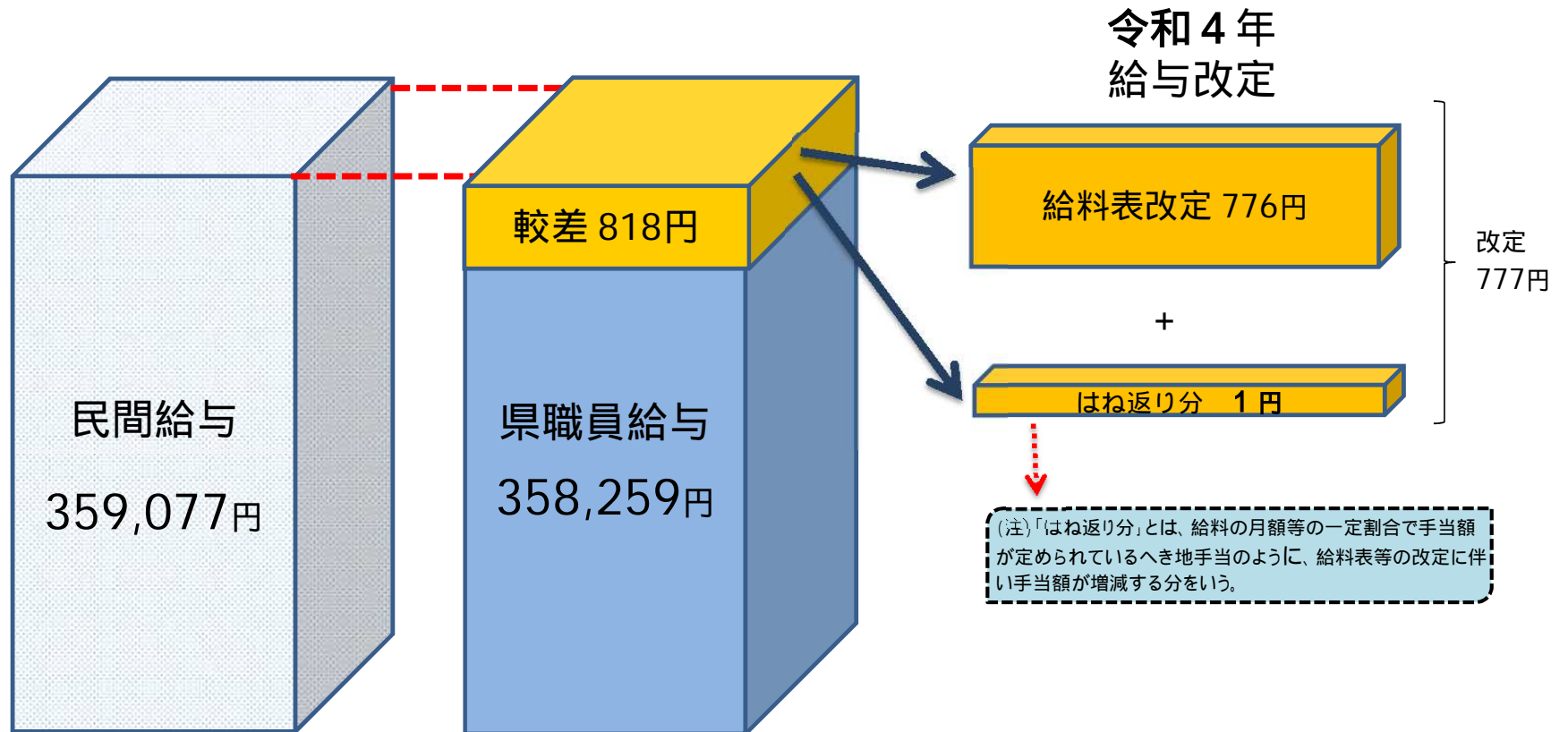
月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の較差があるかを算出しています。

具体的には、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、次のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに(本県の行政職)職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較し、公民の較差を算出しています。



4 民間給与との較差に基づく令和4年の給与改定

本年の民間給与との較差 818円 (0.23%) を解消し、地域の民間給与との均衡を図るため、人事院勧告による国の俸給表改定に準じて給料表の改定を行います。



5 本年の勧告のポイント

月例給、期末・勤勉手当ともに引上げ

- 民間給与と職員給与の較差818円(0.23%)を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
- 職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を民間に見合うよう、0.10月分引上げ(引上げ分は勤勉手当に配分)

1 月例給

- (1) 行政職給料表については、大学卒業程度の初任給を3,000円、高校卒業程度の初任給を4,000円引き上げ、これを踏まえ、若年層の職員が在職する号給について所要の改定
- (2) 他の給料表も、行政職給料表との均衡を基本に改定

2 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合との均衡を図るため、0.10月分引上げ 年間4.30月分 → 4.40月分(引上げ分は勤勉手当に配分)

【実施時期】

- 1:令和4年4月1日から実施
- 2:支給月数の引上げについて、令和4年12月期分は令和4年12月1日から、令和5年度以降分については令和5年4月1日から実施

勧告後の平均給与(行政職)

月額359,036円 年間給与 5,942,000円 (勧告前との差 月額: +777円 年間給与: +50,000円)

6 県職員[行政職]のモデル給与例(試算)

役職段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差	備考
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与		
係員	18歳	154,900円	2,292,000円	158,900円	2,367,000円	75,000円	新規高卒採用者
	22歳	188,700円	2,792,000円	191,700円	2,855,000円	63,000円	新規大卒採用者
	25歳	200,900円	3,275,000円	203,900円	3,344,000円	69,000円	
	30歳	234,400円	3,821,000円	236,900円	3,885,000円	64,000円	
係長級	35歳	273,600円	4,519,000円	274,600円	4,564,000円	45,000円	
	40歳	324,300円	5,426,000円	324,300円	5,461,000円	35,000円	
課長補佐級	45歳	368,600円	6,167,000円	368,600円	6,207,000円	40,000円	
課長級	50歳	469,300円	7,621,000円	469,300円	7,667,000円	46,000円	
局長級	55歳	525,900円	8,756,000円	525,900円	8,813,000円	57,000円	
部長級	58歳	629,100円	10,659,000円	629,100円	10,732,000円	73,000円	

[注1] 給与月額及び年間給与は、給料、管理職手当並びに期末手当及び勤勉手当により算出しています。

[注2] 給与月額及び年間給与は、職員の採用・任用状況等によって異なります。

7 人事委員会勧告の実施状況

本年は、月例給、期末手当及び勤勉手当ともに3年ぶりの引上げ
(令和2年と令和3年は月例給の改定はなく、期末手当及び勤勉手当を引下げ)

内容等 勧告年	公民較差	月例給	期末手当及び勤勉手当		行政職職員の平均年間給与	
		改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成24年 (2012年)	0.01%	勧告なし(注1)	3.95月	-	-	-
平成25年 (2013年)	0.05%	勧告なし(注2)	3.95月	-	-	-
平成26年 (2014年)	0.55%	0.55%	4.10月	0.15月	9.0万円	1.5%
平成27年 (2015年)	0.34%	0.34%	4.20月	0.10月	5.9万円	1.0%
平成28年 (2016年)	-	勧告なし(注3)	4.20月	-	-	-
平成29年 (2017年)	0.33%	0.32%	4.40月	0.20月	9.4万円	1.6%
平成30年 (2018年)	0.19%	0.19%	4.45月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和元年 (2019年)	0.11%	0.10%	4.50月	0.05月	2.5万円	0.4%
令和2年 (2020年)	0.02%	勧告なし	4.45月	0.05月	1.9万円	0.3%
令和3年 (2021年)	0.01%	勧告なし	4.30月	0.15月	5.6万円	0.9%
令和4年 (2022年)	0.23%	0.22%	4.40月	0.10月	5.0万円	0.8%

(注1) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「昇給制度の改正及び自宅に係る住居手当廃止に係る勧告」あり

(注2) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「給与構造改革における経過措置の廃止に係る勧告」あり

(注3) 月例給、期末手当及び勤勉手当の改定以外の「扶養手当改定等に係る勧告」あり